

請求期限は平成30年4月2日まで

## 第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に対して特別弔慰金が支給されます。

町では前回から引き続き請求権利があると思われる方や前回の請求者が亡くなられている場合は、そのご家

族に対しお知らせをお送りしています。請求期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

なお、町からお知らせが届かない方で、請求権利があると思われる方は、下記までお問い合わせください。

問 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 水道料金(超過料金単価)の改定のお知らせ

激変緩和措置により、今年度7月から超過料金単価(1m<sup>3</sup>当り)が次のとおり改定となります。

地区	口径	H29年6月分まで	H29年7月分からH30年6月分まで
六郷畑屋(西部)地区	13mm	121円	141円
	20mm	131円	152円
	25mm以上	166円	177円
仙南(中央、東部)地区	13mm	150円	161円
	20mm	153円	166円
	25mm以上	171円	180円

●水道料金の計算方法 **基本料金** + ( **超過料金単価** × **超過水量** ) + **メーター貸付料** = **水道料金**

※超過水量は5m<sup>3</sup>を超えた分です。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 木造住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 耐震診断支援・耐震改修補助事業

募集期間●平成29年6月19日(月)～7月31日(月)

※国の補助金を活用しているため、診断士の派遣時期および耐震改修の実施時期については事前に下記へお問い合わせください。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造住宅	
耐震診断支援事業	制度概要	対象住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。自己負担額:1万円 ※診断料13万円のうち、町が12万円を負担します。
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料等の滞納がない方
耐震改修補助事業	対象工事	上記耐震診断により上部構造評価点が1.0未満と判断されたものを1.0以上にするため、耐震設計を行い補強する改修工事で、平成30年2月末日までに実績報告書を提出できること。 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。
	補助金額	耐震改修に要する費用の3分の1の額(上限額60万円、千円未満切捨て)
	対象者	① 町内の業者と耐震改修工事の契約を締結できる方 ② 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ③ 町税および使用料等の滞納がない方
その他	秋田県住宅リフォーム推進事業と併せてご利用になれます。	

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

## 放課後児童クラブの臨時職員を募集します

**募集内容**●児童クラブ支援員 **募集人数**●若干名  
**資格**●幼稚園教諭、保育士、学校教諭、児童クラブ支援員、児童厚生員のいずれかの資格を持っている方が望ましいがなくても可  
**雇用期間**●7月25日(火)～8月23日(水)  
 通年雇用の方も募集しています。  
**勤務場所**●町内の各児童クラブ  
**賃金**●時給810円 ※資格が無い場合760円

**勤務時間**●週38時間45分(シフト制)  
 ・午前7時30分～午後4時15分  
 ・午前8時～午後4時45分  
 ・午前8時30分～午後5時15分  
 ・午前9時45分～午後6時30分

**加入保険等**●労災保険  
**申込方法**●7月18日(火)までにハローワークを通じて申し込みください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

## 「就学や教育に関する相談会」のお知らせ

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を右記のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

**開催日時**●7月28日(金) 午前10時～午後3時  
 できるだけお子さんと一緒においでください。  
**会場**●美郷町南ふれあい館  
**申込方法**●7月14日(金)までに下記へ電話でお申込みください。

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112

# 介護保険事務所からのお知らせ

## 平成29年度介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です～

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

### ■普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防

ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(口座振替の申し込み用紙は金融機関窓口にあります。)

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成29年度中に65歳になる方などです。

### ■特別徴収

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

### 【平成29年度介護保険料】

段階	区分(平成29年度の住民税課税状況等)	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税 生活保護を受給している方 本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	32,940円 基準額×0.45
第2段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方	45,750円 基準額×0.625
第3段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	54,900円 基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯(本人非課税) 本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	64,050円 基準額×0.875
第5段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超える方	73,200円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,500円 基準額×1.25
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	95,160円 基準額×1.3
第8段階	本人の前年の合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	109,800円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方	128,100円 基準額×1.75

問い合わせ

介護保険事務所  
町福祉保健課

指導監査班  
地域包括支援班

☎0187(86)3911  
☎0187(84)4907